

農政第659-1号
令和7年12月5日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

水戸市長

市町村名 (市町村コード)	水戸市 (08201)
地域名 (地域内農業集落名)	内原 (鯉淵, 中妻, 下中妻)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月17日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落営農組織が各地区で営農し、中心的な農地扱い手となっている。一方、大規模水田経営体を中心に農地の集積が図られているが、耕作地の分散による経営コストの増大が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

稻作、畑作に加え、大規模施設園芸、畜産など多様な農業が営まれていることを踏まえ、扱い手の共存による農地利用や、有機農業の推進に向けた扱い手・農地の確保を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	953.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	953.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

原則として農振農用地とし、今後特に農業利用の促進が求められる地区については、地域の協議に基づき編入する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

原則として中心経営体である認定農業者及び集落営農組織が中心となった農地利用を図り、必要に応じて入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

大規模担い手を中心に、中間管理事業の普及・活用促進を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域担い手の機運に応じ、関係機関と連携し、地域における土地改良事業の検討を促進する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

現時点では担い手以外の自作農家の営農継続が見込まれるが、高齢化を踏まえ、必要に応じて地域での協議を開催し、新規就農者や担い手の参入を要するエリアについては、関係機関と連携した誘致等を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

集落営農組織による麦・大豆、飼料用稻といった水田転作での生産受委託を促進するほか、水戸市農業公社の農作業受委託を活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農業専修学校や市民農園等での有機農業の普及啓発とともに、大規模施設園芸、畜産農家と連携した資源の活用等を促進する。